

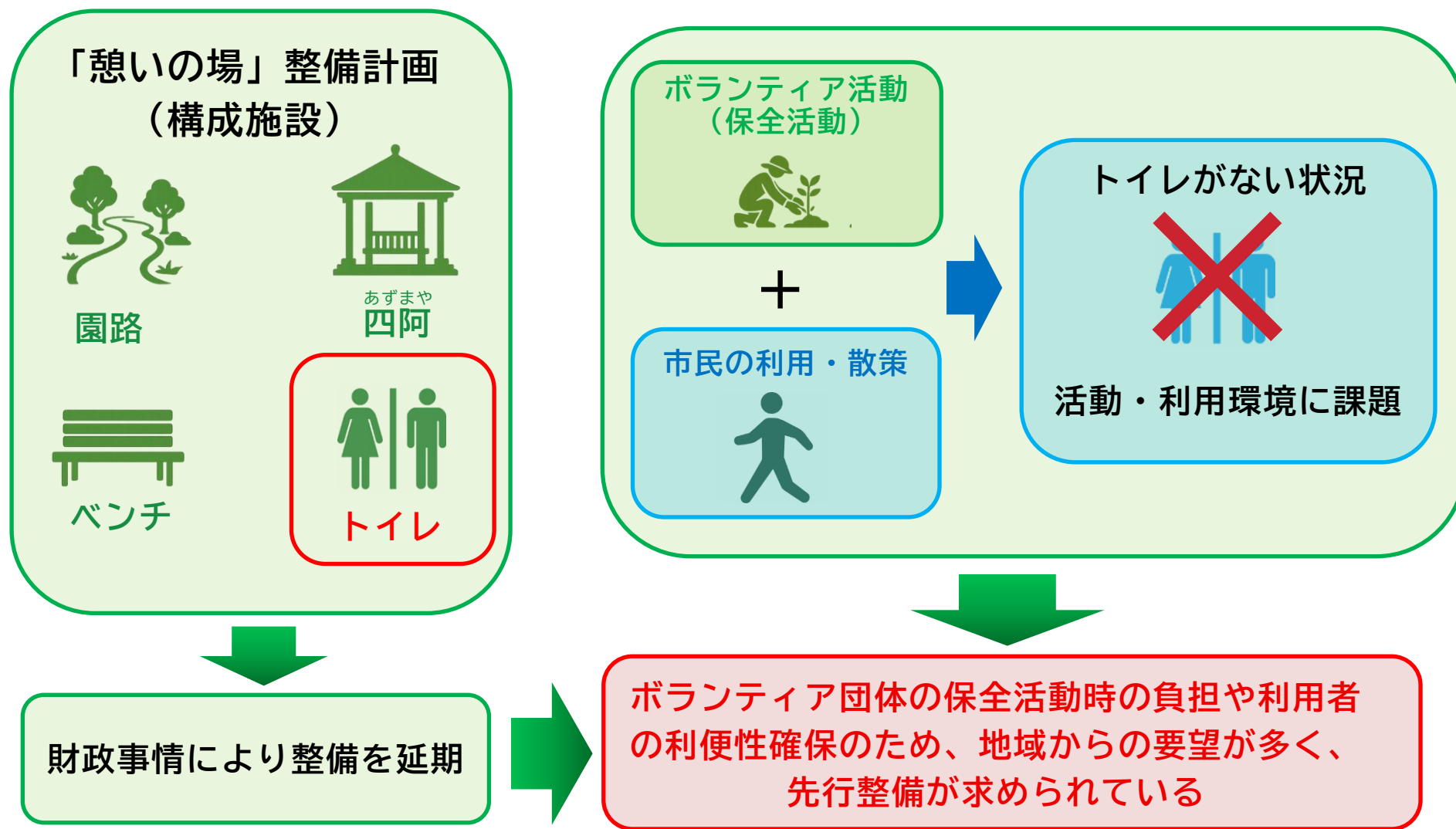
妙音沢三角地におけるトイレ整備について
(新座グリーンスマイル基金の活用に係る意見聴取)



①説明の要点

- ・ 妙音沢緑地内の三角地には「憩いの場」の整備計画があるが、厳しい財政状況の影響で整備を見送っている。
- ・ 「憩いの場」の構成施設の一つであるトイレについては、地域からの要望も高く、その必要性から整備が求められている。
- ・ これまで、新座グリーンスマイル基金は、緑地の取得（購入）に活用してきた。
- ・ 令和7年度（2025年度）、優先的に買取りを進めていた妙音沢緑地の民有地の買取りが完了した。
- ・ 今後は、条例で定める「緑地の保全及び緑化の推進に要する経費」への活用を検討している。
- ・ 市では、トイレを先行整備することを検討しており、その財源として新座グリーンスマイル基金を活用することを考えている。この基金の新たな活用方法について御意見をいただきたい。

②これまでの経緯（「憩いの場」整備計画）



③「憩いの場」整備予定地の概要

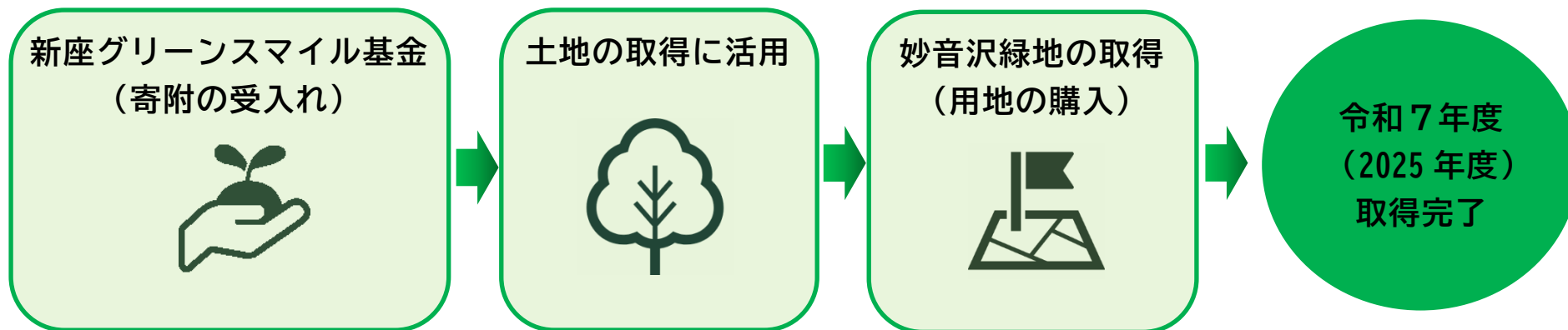
位置図



現況写真



④新座グリーンスマイル基金のこれまでの活用



今後

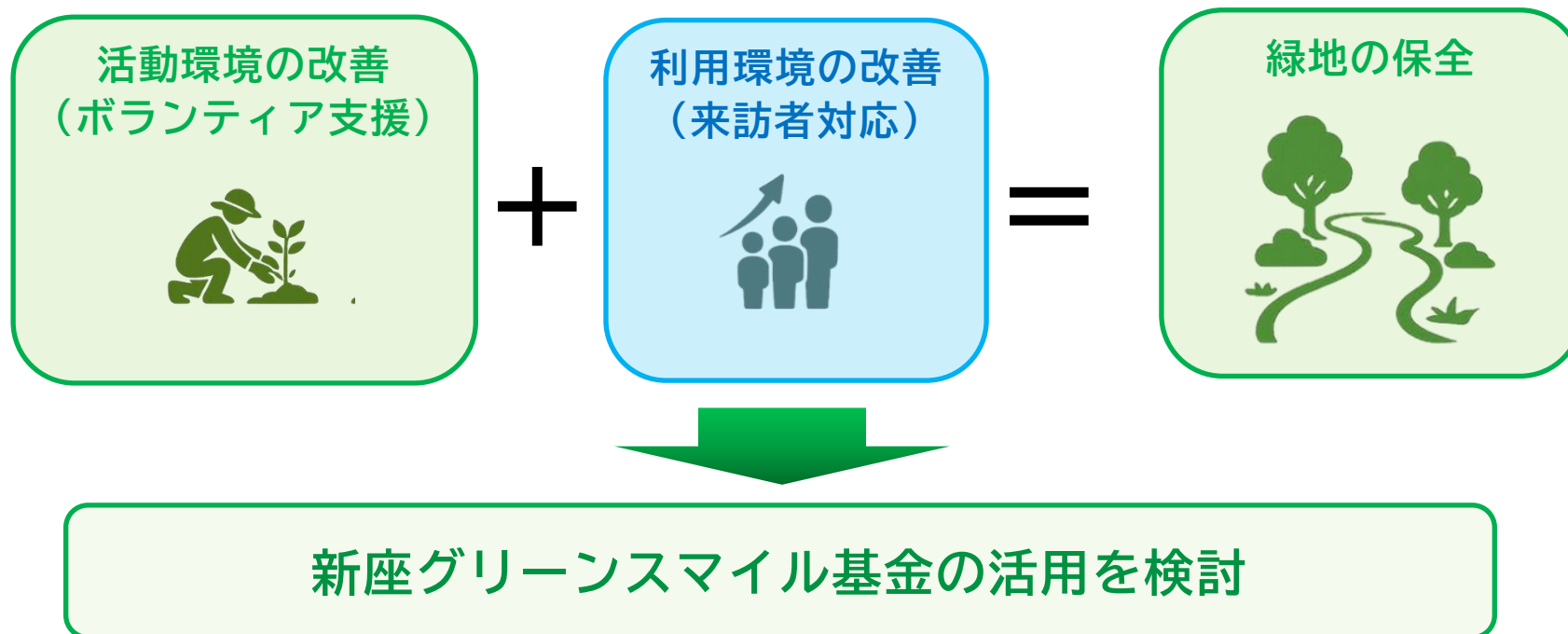
条例が定める「緑地の保全及び
緑化の推進に要する経費」への
活用を検討していく段階へ



妙音沢緑地

⑤新座グリーンスマイル基金活用の考え方

緑地の保全に資する事業として、
新座グリーンスマイル基金を活用した
トイレ整備を検討



【基金の目的】 緑地の保全及び緑化の推進に要する経費の財源に充てるための基金

⑥考え方の整理

これまでの活用	新座グリーンスマイル基金は、妙音沢緑地などの緑地の取得に活用してきた。
今後の活用	妙音沢緑地の取得が完了したことから、今後は緑地の保全・緑化の推進に要する経費への活用を検討する段階となっている。
トイレ整備の必要性	「憩いの場」の整備は財政事情により延期。 しかし、トイレについては、ボランティア活動や利用者への対応のため、地域からの要望も高く、先行整備が求められている。
基金活用の考え方	トイレ整備は緑地の保全に資する事業であると考え、新座グリーンスマイル基金の活用を検討している。

⑦ご意見をいただきたい事項

市では、新座グリーンスマイル基金を活用したトイレ整備を検討しています。これまで活用したことのない内容での活用となることから、今回の活用に対する市の考え方や、今後の基金の活用方法などについて、御意見をお願いいたします。



参考資料

新座グリーンスマイル基金条例（抜粋）

（設置）

第1条 本市における緑地の保全及び緑化の推進に要する経費の財源に充てるため、新座グリーンスマイル基金（以下「基金」という。）を設置する。

（処分）

第6条 基金は、緑地の保全及び緑化の推進に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

新座グリーンスマイル基金運用要領（抜粋）

（基金の使途）

第2条 基金の使途は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新座市みどりのまちづくり条例（平成3年新座市条例第3号）の目的に適合する土地の購入
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進に要する経費